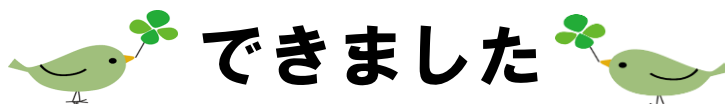


# しょうがいしゃ たい はいりよ そくしん だれ 障害者に対する配慮を促進し誰もが あんしん < きょうせい しょうれい 安心して暮らせる共生のまちづくり条例



あかしし しょうがい ひと ひと あんしん < まち  
明石市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる街づく  
りをめざして、へいせい ねん がつ しょうれい し と き  
平成28年4月に条例（市による取り決め）ができた  
ました。

め み みる き いたう むすか ひと  
目が見えない、耳が聞こえない、移動するのが難しいなど、人に  
よってなに こま ちが わたし みじか  
よって何に困っているかは違いますが、私たちの身近なところで、  
すこ はいりよ < まち  
少しの配慮があればもっと暮らしやすい街になります。

えがお し ちいき ひと いっしょ あんしん  
みんなが笑顔になれるよう、市も地域の人と一緒に安心できる  
まち すす  
街づくりを進めていきましょう。（内容は裏面を見てください）



と あ  
お問い合わせ

あかしし ふくし そうむか しょうがいしゃせさくたんとう  
明石市 福祉総務課 障害者施策担当

でんわ  
電話 078-918-5142 ファックス 078-918-5048

メール hukushi@city.akashi.lg.jp



あかしし じょうれい とくちょう  
**明石市の条例の特徴**



この条例は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別  
 解消法）」を基本に、「合理的配慮の提供」と「障害理解の促進」を柱として、具体的に  
 行う内容を決めています。

条例の全文は明石市のホームページで見ることができます

①障害のある人が暮らしやすくなるため、いろんな配慮をすることを応援します！

目が見えない人もお店で注文しやすいように点字メニューを置く、車椅子の人も  
 移動しやすいようにスロープや手すりをつける、耳が聞こえない人と話せるように  
 筆談ボードを置くなど、みんなが困らないような配慮をする「合理的配慮」について、  
 お店や団体が負担する費用の一部を市が助成します。

②障害のある人の暮らしや、障害のことについて理解を深められるようにします！

障害のある人は、人によって体や生活の様子も、不便だと感じていることも違  
 います。地域で障害のある人もない人も一緒に交流し、お互いの様子や意見を知  
 ったり、学んだりする機会を増やしていきます。

③障害のある人の差別をなくす取り組みを地域全体で進めます！

もし、障害があることで差別を受けたときは、相談できる窓口を設置し助言や  
 調整を行います。市だけでなく、地域として差別をなくす取り組みについて話し合  
 い、課題を解決できるようにする「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づ  
 くり協議会」を設置し、さまざまな立場からのご意見をいただくこととします。

